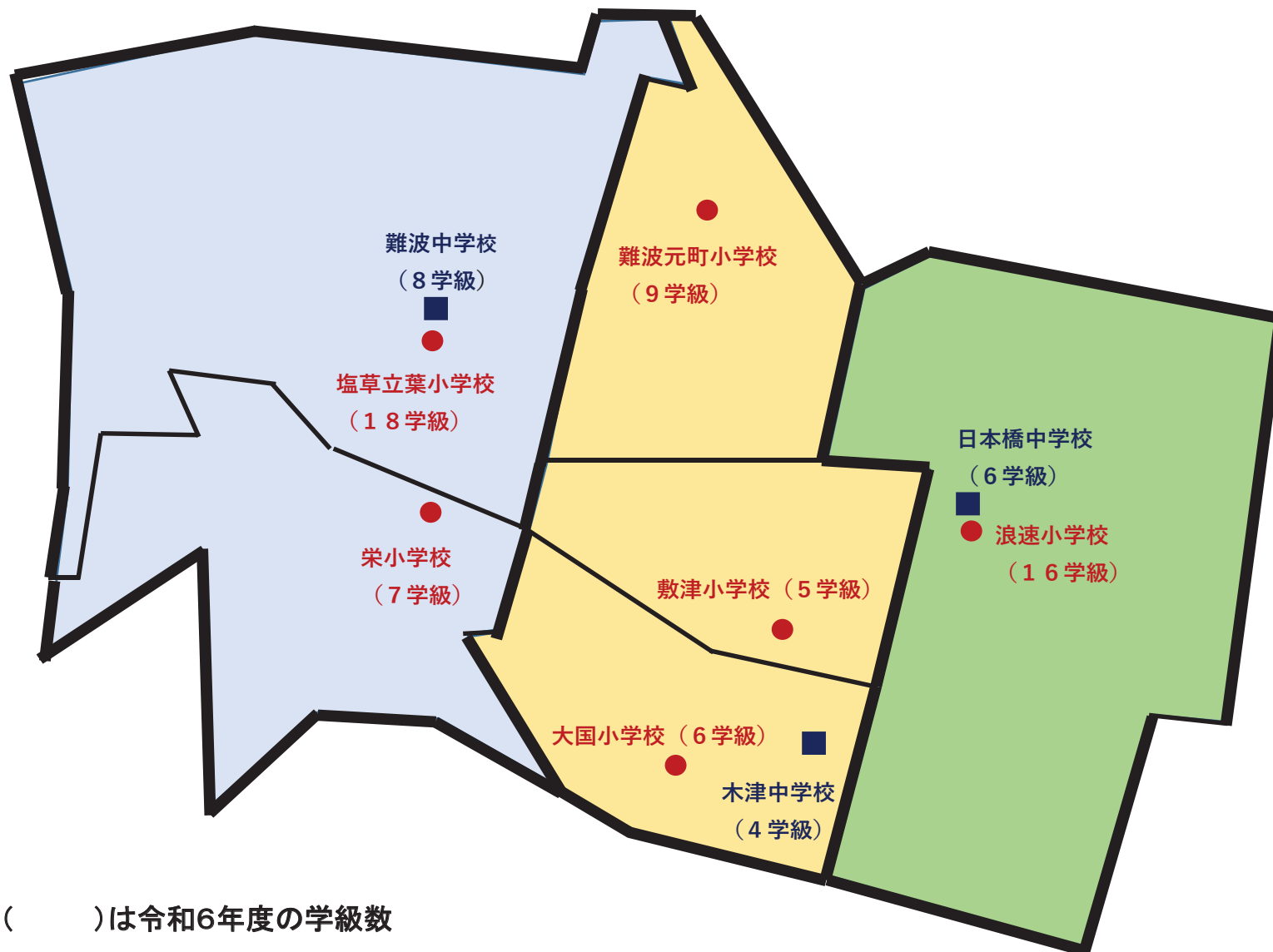


区内小・中学校の児童・生徒数の減少に伴う 課題と対応について



浪速区の学校の設置状況



【注】()は令和6年度の学級数

浪速区内の各小学校の児童数

＜令和6年5月1日現在＞

	木津中						難波中				日本橋中	
	敷津小		大國小		難波元町小		栄小		塩草立葉小		浪速小	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
令和元年度	6学級	119人	6学級	123人	7学級	185人	7学級	199人	12学級	372人	14学級	426人
令和2年度	6学級	114人	6学級	131人	7学級	191人	6学級	211人	14学級	411人	14学級	435人
令和3年度	6学級	98人	6学級	125人	7学級	206人	6学級	205人	14学級	447人	14学級	458人
令和4年度	6学級	82人	6学級	118人	8学級	221人	6学級	200人	15学級	486人	15学級	477人
令和5年度	5学級	78人	6学級	123人	8学級	229人	7学級	188人	17学級	513人	15学級	465人
令和6年度	5学級	68人	6学級	107人	9学級	250人	7学級	192人	18学級	529人	16学級	471人

大阪市では小学校の適正な規模を12学級以上24学級以下としている。塩立小、浪速小以外は適正規模を下回っており、とくに敷津小学校においては、複式学級があり小規模化が著しい。

浪速区内の各中学校の生徒数

＜令和6年5月1日現在＞

	木津中		難波中		日本橋中	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
令和元年度	6学級	144人	6学級	177人	6学級	178人
令和2年度	6学級	146人	6学級	183人	6学級	191人
令和3年度	6学級	154人	6学級	209人	6学級	206人
令和4年度	6学級	158人	6学級	221人	6学級	210人
令和5年度	5学級	150人	7学級	261人	6学級	202人
令和6年度	4学級	121人	8学級	286人	6学級	206人

3校のうち、木津中学校は4学級であり、一部学年でクラス替えができない状況となっている。
 (参考)大阪市学校適正配置審議会「中学校の配置の適正化の推進にむけた意見書」において、中学校の適正規模は9学級以上24学級以下とされ、原則として5学級以下の学校が適正化の対象とされている。

小規模校の利点と課題

利点	●1学年に1クラスの場合、密接な関係性をつくることができる。 ●全校の児童が互いによく知り合えるなど、児童の交流が深まりやすい。 ●児童一人一人に目が行き届きやすい。 ●児童一人一人が、活躍できる機会を設けやすい。
課題	●クラス替えができず新しい人間関係を築く機会が少ない ●多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会が少ない ●教員数が少なくなるため、経験特性等の面でバランスの取れた教員配置が取りにくい ●一定の集団規模が必要となる教育活動（音楽の合唱や体育の団体競技等）の実施が難しくなる。

適正な規模で教育活動を行うことの必要性

●集団活動を通して得られる、人と協調する力、困難な問題に対応する力は子どもたちが将来、社会生活を営む上で必要不可欠な力である。

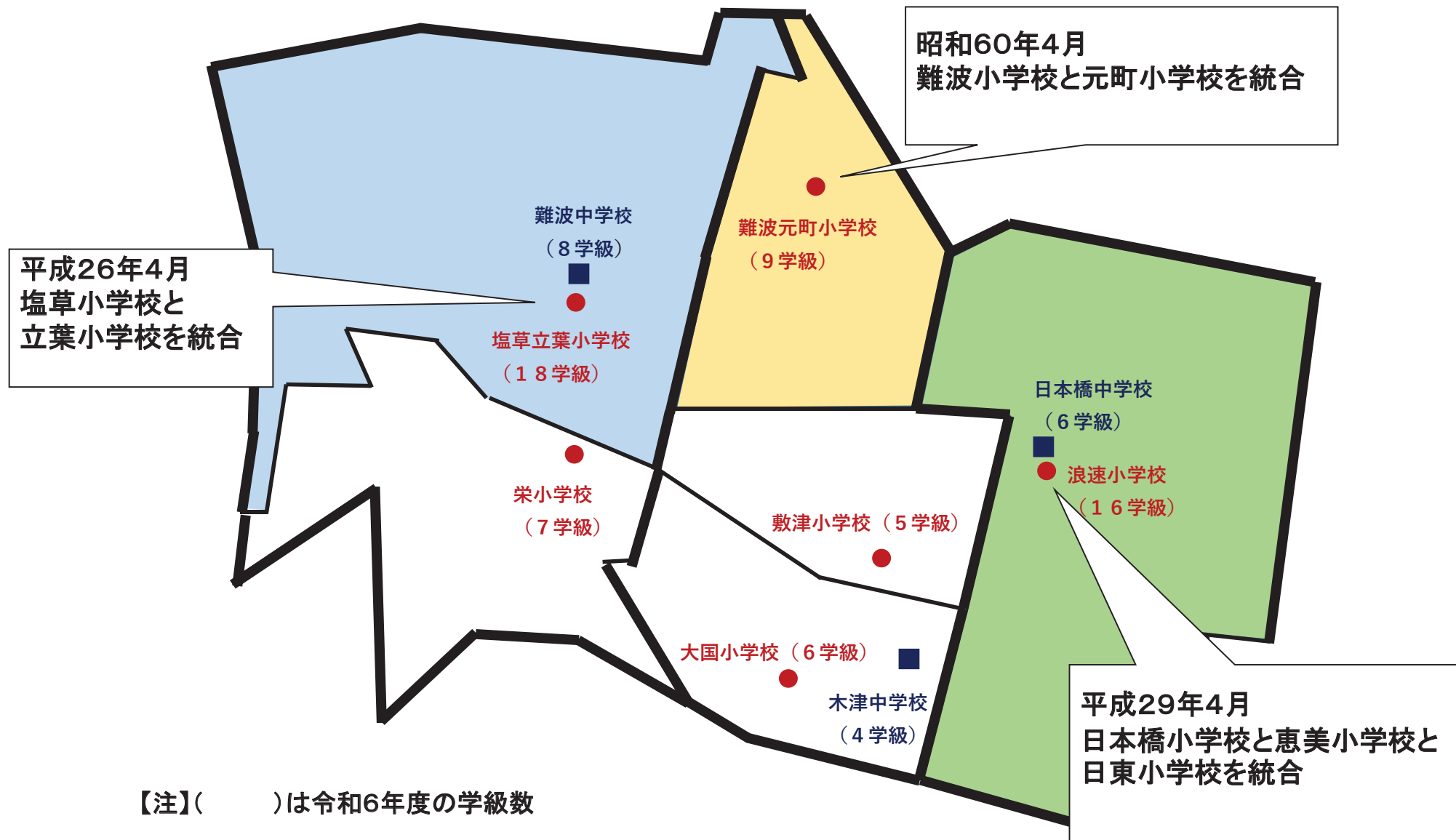


●小規模校における教育活動には一定の利点はあるものの、上記のような力を育むには一定の集団規模が必要である。大阪市では小学校の適正な規模を12学級以上24学級以下としている。



●区内の学校の現状をふまえ、学校再編（学校配置の適正化）に取り組む必要がある。

浪速区における適正化の経過



大阪市の小学校における「学校配置の適正化」の考え方

子どもたちの教育環境をより良いものとし、「生きる力」を育むことができる学校教育を保障する観点から、学校配置の適正化は必要と考えています。

令和2年4月1日から改正施行した大阪市学校活性化条例において、次のように学校配置の適正化を進めることとしています。

- ・ 小学校の適正規模は12学級から24学級までとし、これを下回る小学校（※1）について「学校再編整備計画」を策定する。
- ・ 学校再編整備計画には、計画の実施時期、学校の場所等を記載する。
- ・ 策定した学校再編整備計画は公表し、保護者等から意見聴取を行う。
- ・ 学校再編整備計画を変更したときは、改めて公表、意見聴取を行う。

※1【適正配置対象校の区分】

- ① 複式学級を有する学校
- ② ①の小学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校
- ③ 児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校
- ④ ①～③の小学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
- ⑤ 現在7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
- ⑥ 今後7学級以上11学級以下であると見込まれる学校

学校再編を行うにあたっての課題

学校配置の適正化を行うことにより学校での教室数が不足する場合、校舎の増築が必要となる。

〈標準的な校舎整備にかかるスケジュール〉



※校舎整備にかかる標準的な期間は予算要求1年、実施設計2～3年、工事3年程度が必要。

（今からでは早くとも令和13～14年度の開校となる）



●校舎整備に期間を要することから、早急な対策と決定が必要

小学校の適正配置案の検討

〈大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針より抜粋〉

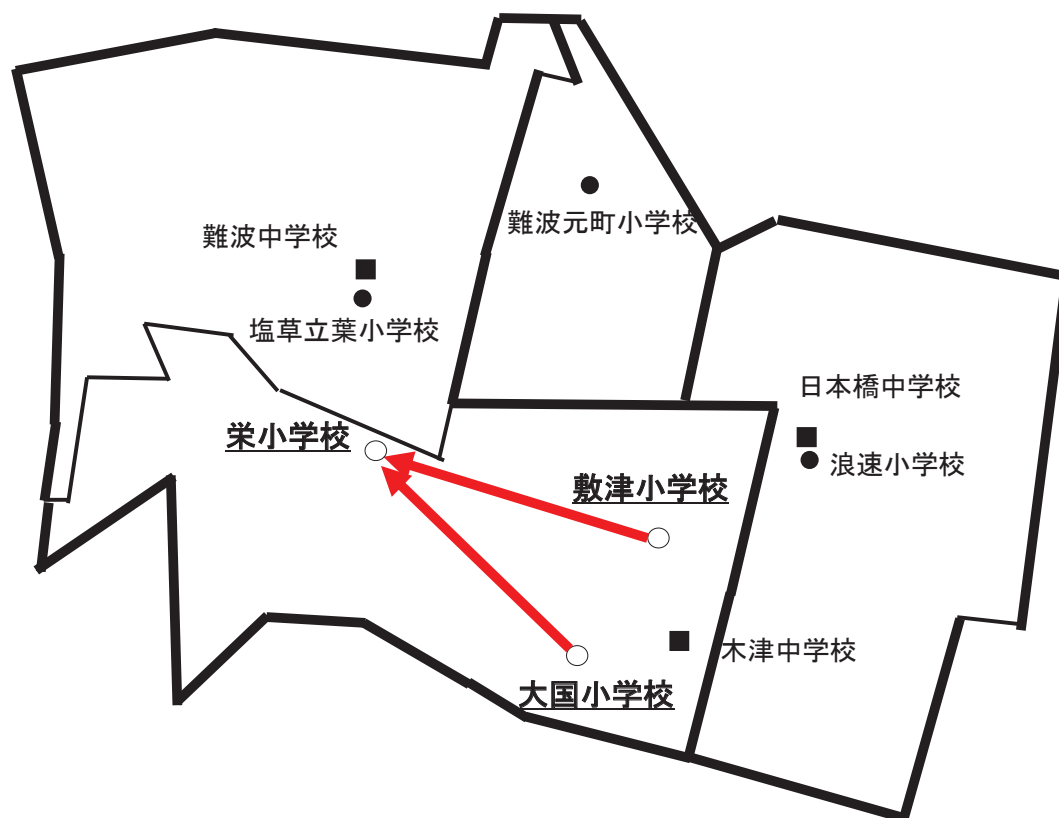
既存の学校施設は可能な限り利用する。原則として、適正配置 対象校 同士の統合では、児童数の多い学校の校舎を使用し、学校用地の状況も考慮する。

小学校の適正配置の検討結果

		評価	主な理由・課題
①	敷津小・大国小の統合 (使用する校舎：大国小)	×	適正規模にならない
②	敷津小・難元小の統合 (使用する校舎：難元小)	×	増築に伴う運動場の狭隘化
③	敷津小・大国小・難元小の統合 (使用する校舎：難元小)	×	増築に伴う運動場の狭隘化 通学距離に課題
④	敷津小・大国小・難元小の統合 (使用する校舎：大国小)	×	通学距離に課題 児童数の少ない学校の校舎を使用する統合
⑤	敷津小・大国小・難元小の統合 (使用する校舎：敷津小)	×	増築に伴う運動場の狭隘化 高岸公園の代替地がない 児童数の少ない学校の校舎を使用する統合
⑥	敷津小と浪速小を、大国と栄小を統合した場合 (使用する校舎：浪速小・栄小)	×	増築に伴う運動場の狭隘化 (浪速小)
⑦	敷津小、大国小と栄小を統合した場合 (使用する校舎：栄小)	○	3小の課題は解消

中学校の再編の検討が同時に必要

敷津小、大国小と栄小を統合した場合



考え方 (メリット)	・児童数が多い小学校の校舎を使用するという再編の基本的な考え方に沿っている。 ・敷津小の複式学級の解消 ・大国小の複式学級化の回避 ・栄小は適正規模の小学校となる。
デメリット (課題)	・栄小の運動場に校舎を増築することとなるため運動場が狭隘化する。（但し、運動場のトラックの大きさは現状通り） ・中学校の再編の検討が同時に必要
実現可能性・評価	○
備考	・難元小の適正化の課題あり。

小学校の適正配置案の まとめ

- ・検討した結果を踏まえ、敷津小学校、
大国小学校と栄小学校を統合する（栄
小学校の校舎を使用）。
- ・校舎整備に時間を要することから、現
時点で最短と考えられる令和13年度の
統合をめざす。

（※社会情勢の変化等により年度が変更となる場合があります。）

中学校の適正配置の検討

- ・木津中学校では生徒数が減少しており、現在、4学級（一部学年でクラス替えができない）であり、今後も大きな改善は見込めない。

（大阪市学校適正配置審議会からの意見書（令和6年3月）では、5学級以下の学校を中学校の適正化の対象としている。）

- ・また現在、栄小学校は難波中学校、敷津小学校と大国小学校は木津中学校が接続校となっており、小学校の適正配置を行うにあたっては、その接続中学校についても決めておく必要がある。



中学校の適正配置の検討が必要

中学校の適正配置の検討

【検討案と評価】

①現在の敷津小、大国小の校区に居住する児童は統合後も引き続き、木津中を接続校とする。

⇒・木津中は適正規模にならない。

・せっかく小学校でつくった友達関係が壊れてしまう。

⇒評価 ×

②統合後の児童はすべて、難波中を接続校とし、難波元町小のみを木津中の接続校として残す。

⇒木津中の生徒数はさらに減り、教育環境が悪化する。

⇒評価 ×

③木津中と難波中を統合する。⇒次ページ

木津中と難波中を統合した場合



考え方 (メリット)	・ 木津中の課題が解消される ・ 難波中が適正規模となる
デメリット (課題)	・ 通学距離が長くなる (3キロ以内という適正配置審議会の意見書の基準は満たす。) ・ 校舎の増築が必要となる場合、運動場が狭隘化する。 (ただし、植栽の伐採等に対応。また、今年度実施の調査結果の次第では増築が不要となる場合がある。)
実現可能性・評価	○
備 考	

中学校の適正配置案の まとめ

- ・検討した結果を踏まえ、木津中学校と難波中学校を統合する（難波中学校の校舎を使用）。
- ・小学校の統合時期や、統合に向けた準備等を勘案し、小学校の統合の一年先である令和14年度の統合をめざす。

（※社会情勢の変化等により年度が変更となる場合があります。）

再編後の学校の魅力化について

- 統合により生じる財政効果額を活用し、教育環境のさらなる向上をめざす。

- (例)・統合までの間、小規模校への教員の加配等による教育環境の確保
- ・スクールカウンセラーの加配、学びサポーターの配置
- ・英語教育やICT教育等の充実

- ・以上の内容により、今後、学校の再編計画案を作成していきます。
- ・再編後の学校の魅力向上や校舎整備の着手は、再編計画が決定されていることが前提となることから、以下のスケジュールをめざして計画案の作成を進めます。

【スケジュール(予定)】

令和6年

9月～12月：PTA等の役員、地域等への素案説明・意見聴取

令和7年

1月～3月：保護者(将来の保護者含む)、地域住民向け説明会

4月～6月：再編整備計画案の教育委員会への上程